

平成26年労第155号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に雇用されてプレス工として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前10時30分頃、工場内において、L字型鋼板を梱包するため、L字型鋼板5本を両手で抱え作業台に置いたところ、既に作業台に置かれていたL字型鋼板との間に右手指を挟み負傷した。

請求人は、同日C病院に受診し「右環指末梢神経障害、右環指不全切断」（以下「本件傷病」という。）と診断され、平成〇年〇月〇日D整形外科に転医して加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治癒となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認定したが、請求人には、平成〇年〇月〇日の労災事故による「左足打撲・挫創、外傷性皮神経炎」の治癒後に残存する神経症状に対して障害等級第14級の9と決定した既存障害があり、本件傷病の治癒後の残存障害の程度は既存障害を上回らないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

なお、請求人には、上記平成○年○月○日の負傷による既存障害のほかにも、平成○年○月○日の労災事故により左母指を負傷し、その残存障害である神経症状に対して障害等級第14級の9相当の障害が認められたが、既存障害を上回らないとして、障害補償給付を支給しない旨の処分を受けたため、請求人は審査請求を経た上で当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けで当該再審査請求を棄却する旨の裁決（以下「前裁決」という。）をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長がした障害補償給付を支給しない旨の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

及(略)

2 当審査会の判断

請求人の請求の趣旨は、本件傷病の治ゆ後の残存する障害は、平成○年○月○日の労災事故により残存する障害の部位とは異なるものであり、当審査会の過去の裁決例に照らして、同じく障害等級14級の9であるとしても、別途評価されるべきものであるという点にある。

当審査会は、前裁決の裁決書において説示したとおり、加重に該当しない新たな神経障害を既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断については、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定するところである。そこで、請求人の本件傷病の治ゆ後の残存障害についても、請求人提出のE医師及びF医師による請求人の手指の撮影画像を含めて検討したが、その程度及び労働能力への影響などの点からみて、既存障害と別異に評価す

べきとは認められないものであると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。